

# 市町村の相談支援体制構築に向けた 都道府県の役割について

社会福祉法人唐池学園 貴志園  
園長 富岡 貴生

## 「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回～第5回）」における議論のとりまとめ（概要）

### 趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

### とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

（人材育成）

#### ① 基本的な考え方について

・相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

#### ② 人材育成の方策について

・相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。  
・研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

#### ③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

・相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。  
・指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

#### ④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

・障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

#### ⑤ 障害児支援利用計画について

・障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。  
・市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知識の習得に努めるべき。

## ① 相談支援の関係機関の機能分担について

- 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

## ② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

## ③ 相談窓口の一元化等について

- 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、
- こうした取組を進む必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自自治体において適した取組を考えるべき。

## ④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

## 相談支援体制の構築に向けて

### • 都道府県の役割

基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行う（市町村と共有）。

### • 市町村の役割

機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行う。

### 社会福祉法人等の役割

事業運営上の調整は必要だが、積極的な協力が求められている。



それぞれが求められる役割を理解し、協力して進めていかないと相談支援体制の整備は進んで行かない。

# 基幹相談支援センター設置状況

実施状況	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
実施市町村数	156	314	367	429
実施率	9%	18%	21%	25%

実施状況	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実施市町村数	473	518	650	687	778
実施率	27%	30%	37%	39%	45%

※45%（778市町村・946箇所）が設置しており、委託により設置している基幹相談支援センターは83%（790箇所）

※基幹相談支援センターの設置場所は、市町村役所が24%（226箇所）、公共施設が26%（244箇所）

（出典）令和3年3月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「地域生活支援推進室障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」

5

## 基幹相談支援センターの設置経緯による差異

基幹相談支援センターとして十分機能していない

基幹相談支援センターとして十分機能している

基幹相談支援センターの役割や機能が不明確

基幹相談支援センターの役割や機能が明確

### 結果として起こっていること

- ①専従職員が配置されていない率が高い。
- ②相談支援事業所と併設のため、業務の内容が分離できない。
- ③支援困難事例の相談に対応し切れていない。
- ④協議会との連携がうまくいっていない。
- ⑤利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ⑥地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ⑦権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ⑧日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

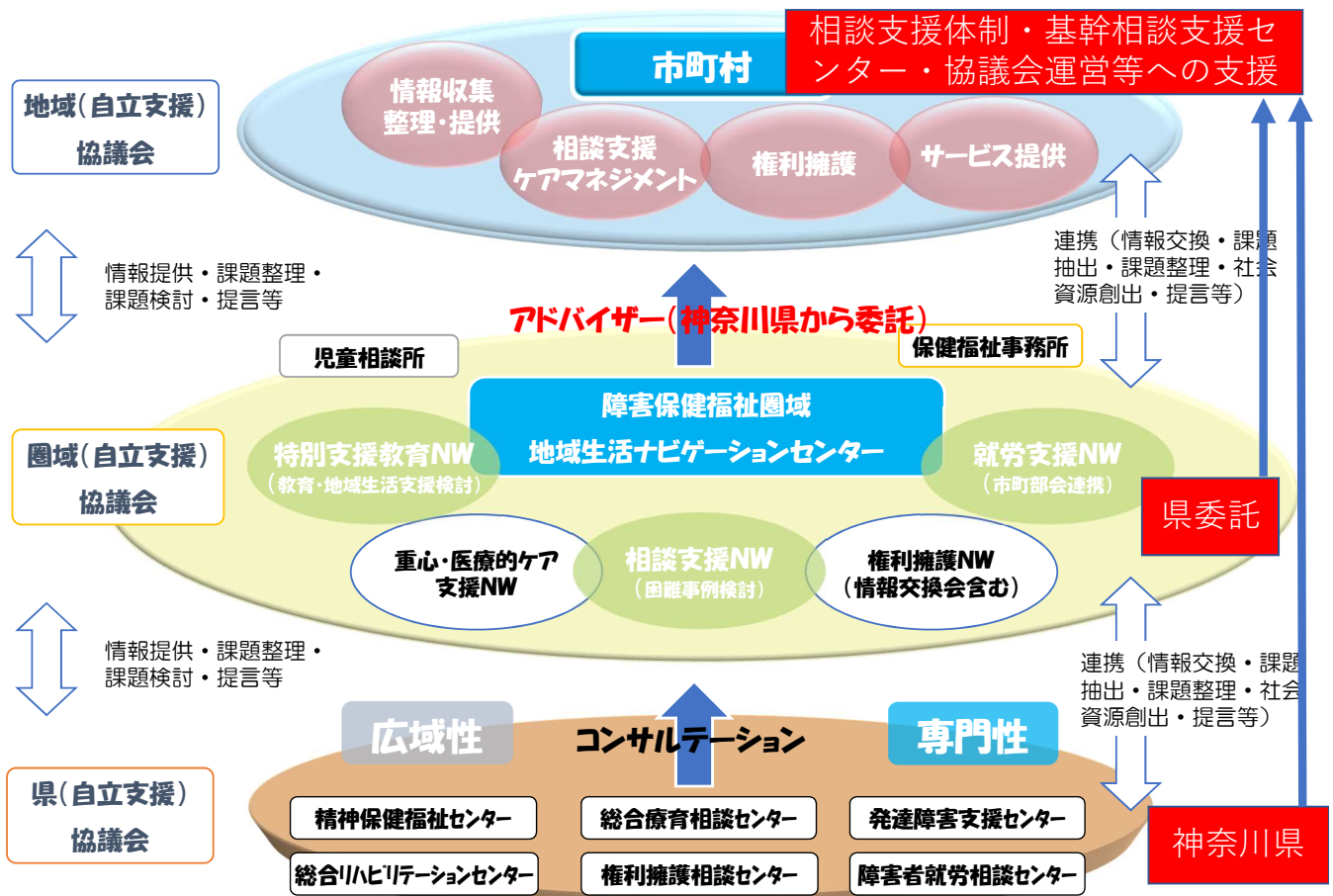
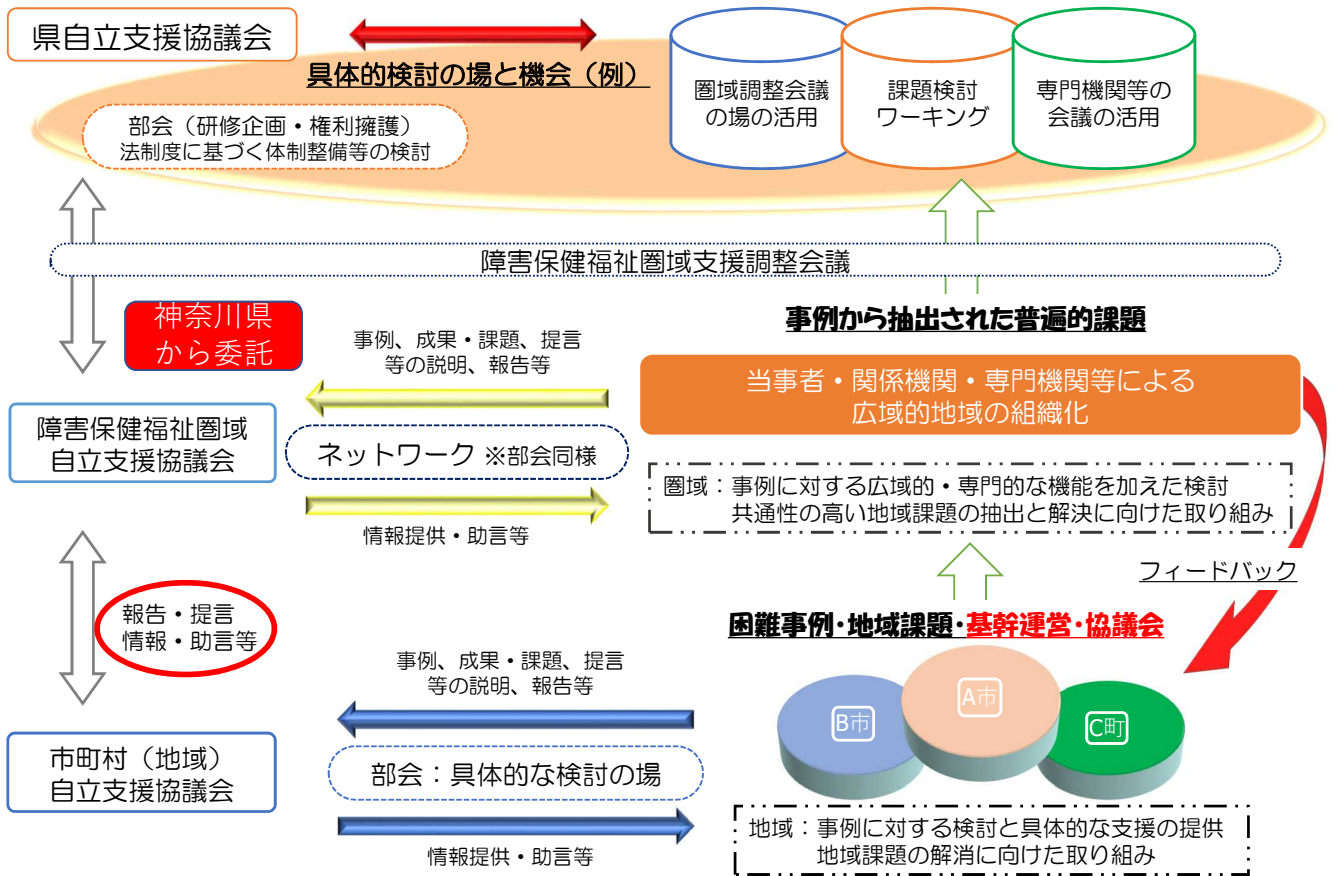
検討などがなく、とにかく設置

### 結果として起こっていること

- ①専従職員が配置されている率が高い。
- ②基幹センターとしての業務の内容を実施。
- ③支援困難事例の相談に対応している。
- ④協議会との連携がうまくいっている。
- ⑤利用計画の評価をしている割合が高い。
- ⑥地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ⑦権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ⑧日曜日の窓口を開いているところが多い。

協議会などで検討

# 神奈川県における市町村相談支援体制構築に向けた支援



## 市町村が行う協議会、基幹相談支援センター等のフォローアップの課題

- 神奈川県では、障害保健福祉圏域地域生活アドバイザー（委託）を通して、市町村へのフォローアップが行われている
  - 主に事例への対応、関係機関との連携等が中心となりやすい
  - 協議会や基幹相談支援センターの設置等については、事業運営を行うにあたっての支援が必要であることから、都道府県は市町村行政に対して積極的な介入が求められるのではないか。
-